

千葉県農業共済組合連合会 保険規程

目 次

第1章 総則（第1条）

第2章 保険事業

第1節 通 則（第2条～第19条の2）

第2節 農作物共済に係る保険事業（第20条～第30条）

第3節 家畜共済に係る保険事業（第31条～第40条）

第4節 果樹共済に係る保険事業（第41条～第52条）

第5節 畑作物共済に係る保険事業（第53条～第64条）

第6節 園芸施設共済に係る保険事業（第65条～第75条）

第7節 任意共済に係る保険事業（第76条～第84条）

第3章 共済事業

第1節 建物共済（第85条～第121条）

第2節 削 除

第4章 損害評価会及び損害評価員（第174条～第180条）

第5章 家畜診療所（第181条～第183条）

第6章 雑 則（第184条）

附 則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、この連合会が農業災害補償法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）に基づいて行う保険事業及び共済事業に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 保険事業

第1節 通 則

(事務費の賦課)

第2条 この連合会は、毎事業年度、この連合会が必要とする事務費予定額から法第14条の規定による国庫の負担に係る部分の金額その他の収入予定額に相当する金額を差し引いて得た金額の事務費を会員に賦課するものとする。

2 前項の賦課は、次の方式によりするものとし、賦課総額及び賦課単価等は、総会で定める。

- (1) 水稻共済割
- (2) 陸稲共済割
- (3) 麦共済割
- (4) 家畜共済割
- (5) 果樹共済割
- (6) 畑作物共済割
- (7) 園芸施設共済割

3 会員たる農業共済組合が行う任意共済の事務費の賦課額は、建物共済にあつては建物火災共済又は建物総合共済ごと、農機具共済にあつては農機具損害共済又は農機具更新共済ごと（以下「任意共済の種類」と総称する。）の保険金額に任意共済の種類ごとに総会で定める一定の率を乗じて得た金額とする。

4 前項の規定にかかわらず、収容農産物補償特約をする場合における建物総合共済（以下「収容農産物補償特約付建物総合共済」という。）の事務費の賦課額は、前項の金額に総会で定める金額を加えた金額とする。

5 第1項の規定による賦課金（以下「賦課金」という。）の払込期限等は、総会で定める。

6 賦課金の払込みの告知は、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した書面をもってするものとする。

(督 促)

第3条 この連合会は、農作物共済に係る保険料又は賦課金を滞納する会員がある場合には、督促状により、期限を指定して、これを督促するものとする。

2 前項の規定による督促は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 153 条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有するものとする。

（延滞金）

第 4 条 この連合会は、保険料又は賦課金を滞納する者から、滞納に係る保険料又は賦課金の額につき年 10.75 パーセントの割合で、払込期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収するものとする。

2 滞納に係る保険料又は賦課金の金額が 2 千円未満であるときは延滞金は徴収せず、当該金額に 1 千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて計算するものとする。

3 前 2 項の規定により計算した金額が 1 千円未満であるときは延滞金は徴収せず、当該金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 この連合会は、特別の事由があると認めるときは、第 1 項の規定による延滞金を減免することができる。

（保険料等に関する権利の消滅時効）

第 5 条 保険料若しくは賦課金又はこれらに係る延滞金を徴収する権利、保険料の返還又は払いもどしを受ける権利及び保険金の支払を受け、又はその返還を受ける権利は、3 年間これを行わないときは、時効によって消滅する。

（保険金請求権の譲渡し及び差押えの禁止等）

第 6 条 保険金の支払を受ける権利は、これを譲り渡し、又は差し押えることができない。

2 会員は、この連合会に支払うべき保険料及び賦課金について相殺をもってこの連合会に対抗することができない。

（保険金の最低額）

第 7 条 この連合会が会員に対して支払う保険金の金額は、この連合会が政府から支払を受けた再保険金の金額を下らないものとする。

（損害防止の指導義務）

第 8 条 会員は、共済目的について、通常すべき管理その他の損害防止についてその組合員を指導しなければならない。

（損害防止の処置の指示）

第 9 条 この連合会は、会員に、損害防止のため特に必要な処置をすべきことを指示することができる。この場合には、会員の負担した費用は、この連合会の負担とする。

（損害防止施設）

第 10 条 この連合会は、家畜診療所のほか、損害の防止のため必要な施設をすることが

できる。

(立入調査権)

第 11 条 この連合会は、損害の防止又は認定のため必要があるときは、いつでも、共済目的のある土地又は工作物に立ち入り、必要な事項を調査することができる。

(通知義務)

第 12 条 会員は、共済事故が発生したときは、遅滞なく、その旨を連合会に通知しなければならない。

(損害の認定)

第 13 条 この連合会が支払うべき保険金に係る損害の額の認定は、法第 132 条第 1 項において準用する法第 98 条の 2 の農林水産大臣が定める準則に従ってするものとする。

(損害評価会の意見聴取)

第 14 条 この連合会は、その支払うべき農作物共済、果樹共済又は畑作物共済に係る保険金に係る損害の額を認定するに当たっては、あらかじめ損害評価会の意見を聴くものとする。

(保険金の仮渡し)

第 15 条 この連合会は、保険金の仮渡しをすることができる。

2 前項の規定により仮渡しをする金額の総額は、この連合会が政府から受けた再保険金の概算払の金額を下らないものとする。

(保険金の支払の免責)

第 16 条 次の場合には、この連合会は、保険金の全部又は一部につき、支払の責めを免れることができる。

- (1) 会員が法令又は共済規程に違反して共済金を支払ったとき。
- (2) 会員が損害額を不当に認定して共済金を支払ったとき。
- (3) 会員がその共済規程に違反して共済関係を成立させ、又は消滅させなかったとき。
- (4) 会員が正当な理由がないのに保険料の払込みを遅滞したとき。
- (5) 会員が第 21 条、第 32 条、第 42 条、第 54 条、第 66 条若しくは第 77 条の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- (6) 会員が第 12 条、第 26 条、第 37 条、第 47 条、第 59 条、第 71 条若しくは第 81 条の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- (7) 会員が第 8 条の規定による指導を怠ったとき。
- (8) 会員が第 9 条の規定による指示に従わなかったとき。

2 この連合会は、会員が植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）の規定に違反した場合には、当該違反行為の結果通常生ずべき損害の額については、会員に対して保険金の

支払の義務を有しない。

(危険の減少)

第 16 条の 2 保険関係の成立後に、当該保険関係によりてん補することとされる損害の発生の可能性が著しく減少したときは、会員は、この連合会に対し、将来に向かって、保険料について、減少後の当該損害の発生の可能性に対応する保険料に至るまでの減額を請求することができる。

(保険関係の無効の場合)

第 17 条 次の場合には、保険関係の全部若しくは一部は無効となり、又は失効する。

- (1) 会員の有する共済関係が無効となり又は失効したとき。
- (2) 会員がその資格を喪失したとき。

第 18 条 保険関係の無効、失効又はこの連合会が保険金支払の責めを免れる場合においても、既に受取った保険料は返還しない。ただし、無効の場合において、会員が善意であって、かつ、重大な過失がなかった場合は、この限りでない。

(第三者に対する権利の取得)

第 19 条 この連合会は、保険金の支払を行ったときは、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として、共済事故による損害が生じたことにより会員が取得する債権(以下この条において「会員債権」という。)について当然に会員に代位する。

- (1) この連合会が支払った保険金の額
- (2) 会員債権の額(前号に掲げる額が保険関係によりてん補すべき損害の額に不足するときは、会員債権の額から当該不足額を控除した残額)

2 前項の場合において、同項第 1 号に掲げる額が保険関係によりてん補すべき損害の額に不足するときは、会員は、会員債権のうちこの連合会が同項の規定により代位した部分を除いた部分について、当該代位に係るこの連合会の債権に先立って弁済を受ける権利を有する。

(保険関係成立時の書面交付)

第 19 条の 2 この連合会は、各共済に係る保険関係が成立した場合であって、会員が次に掲げる事項を記載した書面の交付を求めたときは、遅滞なく、会員に対し、当該書面を交付しなければならない。

- (1) 連合会の名称
- (2) 会員の名称
- (3) 保険事故
- (4) 保険責任期間の始期及び終期
- (5) 保険金額
- (6) 保険目的を特定するために必要な事項
- (7) 保険料及び賦課金並びにその支払の方法
- (8) 第 12 条、第 21 条第 2 項、第 26 条第 1 項及び第 2 項、第 30 条第 3 項、第 32

条第2項、第37条、第42条第2項、第47条第1項及び第2項、第52条第3項、第54条第2項、第59条第1項及び第2項、第64条第3項、第66条第2項、第71条、第75条第3項、第77条第2項並びに第81条の通知等をすべき事項

(9) 保険関係の成立年月日

(10) 書面を作成した年月日

2 前項の書面には、連合会長が署名し、又は記名押印しなければならない。

第2節 農作物共済に係る保険事業

(保険関係)

第20条 この連合会の会員たる農業共済組合とその組合員又はその構成員のすべてが実施区域内に住所を有する法第16条第1項の農作物共済資格団体との間に農作物共済の共済関係が存するときは、共済目的の種類ごと及び農作物共済の共済事故等による種別（法第107条第1項の農作物共済の共済事故等による種別をいう。以下同じ。）ごとに、この連合会と会員との間に、当該共済関係に係る共済責任を一体としてこれにつき農作物共済に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

(引受通知書)

第21条 会員は、毎年、農作物共済について共済責任期間の開始後遅滞なく、次の事項を記載した引受通知書をこの連合会に提出しなければならない。

(1) 会員の名称又は略称

(2) 共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別

(3) 共済金額

(4) 共済掛金

(5) その他共済関係を明らかにすべき事項

2 前項の規定により通知した事項に変更を生じたときは、会員は、遅滞なくその旨をこの連合会に通知しなければならない。

(保険金額)

第22条 農作物共済に係る保険金額は、共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び会員ごとに次の金額を合計して得た金額とする。

(1) 総共済金額から、総共済金額に法第107条第3項第1号の農作物通常標準被害率を乗じて得た金額（以下「農作物通常責任共済金額」という。）を差し引いて得た金額（以下「農作物異常責任保険金額」という。）

(2) 農作物通常責任共済金額に法第123条第1項第1号口の農林水産大臣が定める割合（以下「農作物通常責任保険歩合」という。）を乗じて得た金額

(保険料)

第23条 農作物共済に係る保険料は、共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び会員ごとに、次の金額を合計したものとする。

- (1) 総共済金額に法第 107 条第 3 項第 2 号の農作物異常共済掛金標準率（以下「農作物異常共済掛金標準率」という。）を乗じて得た金額
- (2) 共済掛金の合計金額から前号に掲げる金額を差し引いて得た金額に農作物通常責任保険歩合を乗じて得た金額

第 24 条 会員は、農作物共済について、共済目的の種類ごと及び農作物共済の共済事故等による種別ごとに、前条に規定する保険料に相当する金額が会員の当該共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別に係る農業災害補償法施行令（昭和 22 年政令第 299 号。以下「令」という。）第 1 条第 1 項の農作物交付対象負担金額（当該共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別に係る保険料の一部に充てるための補助金がある場合にあっては、当該農作物交付対象負担金額及び当該補助金の金額）を超えるときは、当該保険料の一部に充てるため、その超える部分の金額を、この連合会に払い込むものとする。

（保険料の払込期限及びその徴収方法）

第 25 条 会員は、農作物共済について、その共済規程で定めた共済掛金払込期限後 2 週間以内に、当該農作物共済に係る保険料をこの連合会に払い込まなければならない。

2 第 2 条第 6 項の規定は、農作物共済に係る保険料の払込みの告知について準用する。

（損害の通知）

第 26 条 会員は、農作物共済について保険金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、損害発生後遅滞なく次に掲げる事項をこの連合会に通知しなければならない。

- (1) 共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別
- (2) 被害地区
- (3) 災害の種類
- (4) 共済金の支払見込額
- (5) 被害程度別面積の概数
- (6) その他災害の状況を明らかにすべき事項

2 会員は、農作物共済について収穫期において当該共済目的の種類ごとの損害が確定するに至ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項をこの連合会に通知しなければならない。

- (1) 共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別
- (2) 当該責任期間中に発生した災害の種類
- (3) 農作物共済減収量（法第 106 条第 1 項第 1 号に掲げる金額を共済金額とする農作物共済にあっては、共済事故による耕地ごとの共済目的の減収量が、当該耕地ごとの基準収穫量（会員が法第 109 条第 4 項の規定により農林水産大臣が定めた準則に従って定めた基準収穫量をいう。以下この節において同じ。）の規則第 28 条の 2 の規定により会員たる農業共済組合が定めた割合又は会員たる農業共済組合の組合員が申し出た割合を超えた場合におけるその超えた部分の数量を会員ごとに合計したものをいい、法第 106 条第 1 項第 2 号に掲げる金額を共済金額とす

る農作物共済にあつては会員たる農業共済組合の組合員ごとに、当該組合員が耕作を行う耕地ごとの共済事故による共済目的の減収量の合計が当該耕地ごとの基準収穫量の合計の規則第 28 条の 2 の規定により会員たる農業共済組合が定めた割合又は会員たる農業共済組合の組合員が申し出た割合を超えた場合におけるその超えた部分の数量を会員ごとに合計したものをいい、法第 106 条第 1 項第 3 号に規定する金額を共済金額とする農作物共済にあつては会員たる農業共済組合の組合員ごとに、当該組合員の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計からその年における当該組合員の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物の収穫量を差し引いて得た数量が当該組合員の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の規則第 28 条の 2 の規定により会員たる農業共済組合が定めた割合又は会員たる農業共済組合の組合員が申し出た割合を超えた場合におけるその超えた部分の数量を会員ごとに合計したものをいう。以下この節において同じ。) 及びその農作物共済減収量に係る被害面積(法第 106 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に規定する金額を共済金額とする農作物共済にあつては、当該農作物共済減収量に係る組合員の数)並びに法第 150 条の 3 の 2 に規定する農作物共済にあつては、当該農作物の減収量(規則第 47 条の 8 第 1 項の規定に基づき農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えた後の数量をいう。以下この節において同じ。)、生産金額の減少額(会員たる農業共済組合の組合員ごとに当該組合員の当該農作物共済の共済目的の種類に係る特定農作物共済限度額(法第 150 条の 3 の 3 第 1 項の特定農作物共済限度額をいう。以下この節において同じ。)からその農作物の生産金額(法第 150 条の 3 の 4 の生産金額をいう。)を差し引いて得た金額を会員ごとに合計したものをいう。以下この節において同じ。)及び当該生産金額の減少額に係る組合員の数

(4) 共済金の支払見込額

(5) その他保険金の金額の決定に必要な事項

(保険金の請求)

第 27 条 会員は、農作物共済について支払うべき共済金の金額が確定したときは、遅滞なく、保険金の金額の算出の基礎を記載した書面(以下「損害評価書」という。)を添えて、保険金の支払請求書をこの連合会に提出しなければならない。

(保険金の支払額)

第 28 条 この連合会の支払うべき農作物共済に係る保険金は、共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び会員ごとに、次の金額とする。

(1) 会員が支払うべき共済金の総額が農作物通常責任共済金額以下である場合にあつては、会員が支払うべき共済金の総額に農作物通常責任保険歩合を乗じて得た金額

(2) 会員が支払うべき共済金の総額が農作物通常責任共済金額を超える場合にあつては、その超える部分の金額と農作物通常責任共済金額に農作物通常責任保険歩合を乗じて得た金額とを合計して得た金額

(保険金支払額及び減収量の公告)

第 29 条 この連合会は、保険金の支払額の決定後遅滞なく、会員ごとに、保険金の支払額及び農作物共済減収量（法第 150 条の 3 の 2 に規定する農作物共済に係るものにあつては、農作物の減収量及び生産金額の減少額）を公告するものとする。

(連合会特別交付金)

第 30 条 会員は、農作物共済について法第 95 条後段に規定する費用を負担し、法第 96 条に規定する施設をし、又は無事戻しをしようとする場合には、共済目的の種類ごとに、毎事業年度、この連合会に対し、当該事業年度の前各事業年度に属する各事業年度において農業災害補償法施行規則（昭和 22 年農林省令第 95 号。以下「規則」という。）第 24 条第 1 項の規定により無事戻しの限度とされる金額に相当する金額を無事戻ししたとすれば当該事業年度において同項の規定により無事戻しの限度とされる金額の合計金額（以下この条において「農作物無事戻限度額」という。）に当該事業年度の前 3 事業年度に属する各事業年度の共済掛金のうちの組合員の負担に係る部分の金額の合計額を重みとして当該各事業年度の農作物通常責任保険歩合を算術平均して得た率（以下この条において「平均農作物通常責任保険歩合」という。）を乗じて得た金額を限度として、毎年 7 月 31 日までに、連合会特別交付金の交付を請求することができる。

2 この連合会は、農作物無事戻限度額に代えて、総会の議決を経て、共済目的の種類ごとに、農作物無事戻限度額未滿の金額を定めることができる。この場合において、前項の連合会特別交付金の交付の請求の限度は、その定めた金額に平均農作物通常責任保険歩合を乗じて得た金額とする。

3 会員は、毎年 3 月 31 日までに、連合会に対し、農作物無事戻限度額に平均農作物通常責任保険歩合を乗じて得た金額を通知するものとする。

4 この連合会は、第 1 項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る金額（当該共済目的の種類ごとに、会員の当該請求に係る金額の合計金額が、当該共済目的の種類に係る特別積立金の金額を超えるときは、その金額を会員ごとの当該請求に係る金額によりあん分した額）を連合会特別交付金として交付するものとする。

第 3 節 家畜共済に係る保険事業

(保険関係)

第 31 条 この連合会の会員たる農業共済組合と、その組合員との間に家畜共済の共済関係が存するときは、この連合会と会員との間に当該共済関係につき家畜共済に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

(引受通知書)

第 32 条 会員は、毎月、家畜共済について、次の事項を記載した引受通知書をこの連合

会に提出しなければならない。

- (1) 会員の名称又は略称
- (2) 共済目的の種類
- (3) 共済金額
- (4) 共済掛金及び共済掛金を分割して払い込むことを認めたときはその旨
- (5) その他共済関係を明らかにすべき事項

2 前項の規定により通知した事項に変更を生じたときは、会員は、遅滞なくこの連合会に通知しなければならない。

(保険金額)

第 33 条 家畜共済に係る保険金額は、その共済金額の 100 分の 80 に相当する金額とする。

(保 険 料)

第 34 条 家畜共済に係る保険料は、次の金額を合計したもの（法第 112 条第 2 項ただし書の規定により会員が、その共済規程で別段の定めをした共済掛金期間に係るものにあつては、その合計したものに法第 124 条第 3 項の農林水産大臣の定める係数を乗じて得た金額）とする。

- (1) 保険金額に、第 38 条第 1 項第 1 号の保険金を支払う保険関係にあつては会員がその共済規程で定めた共済掛金率から会員がその共済規程で定めた法第 115 条第 1 項第 3 号の率（包括共済関係に係る家畜共済でその共済目的が 2 以上の共済目的の種類にわたるもの（以下「多種包括共済」という。）に係る保険関係については、会員がその共済規程で定めた共済掛金率のうち、当該多種包括共済の共済関係に係る家畜で当該会員との間に当該共済関係の存する者が当該共済掛金期間の開始の時（その共済掛金期間開始の後法第 114 条第 4 項の規定による共済金額の増額が行われた場合にあつては、その増額が効力を生じた時）において現に飼養しているものの価額の共済目的の種類ごとの合計額を重みとして、当該会員がその共済規程で定めた当該共済目的の種類ごとの法第 115 条第 1 項第 3 号の率を算術平均した率、同条第 7 項又は第 8 項の規定により会員がその共済規程で当該多種包括共済の共済掛金率を定めている共済関係に係る保険関係については同条第 7 項第 3 号の率。次号において同じ。）を差し引いて得た率、第 38 条第 1 項第 2 号の保険金を支払う保険関係にあつては会員がその共済規程で定めた法第 115 条第 1 項第 1 号の率（同条第 3 項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る保険関係については同項第 1 号の率、多種包括共済に係る保険関係については、会員がその共済規程で定めた共済掛金率のうち、当該多種包括共済の共済関係に係る家畜で当該会員との間に当該共済関係の存する者が当該共済掛金期間の開始の時（その共済掛金期間開始の後法第 114 条第 4 項の規定による共済金額の増額が行われた場合にあつては、その増額が効力を生じた時）において現に飼養しているものの価額の共済目的の種類ごとの合計額を重みとして、当該会員がその共済規程で定めた当該共済目的の種類ごとの法第 115 条第 1 項第 1 号の率

(当該共済目的の種類につき会員が同条第3項の規定により危険段階別の共済掛金率を定めている場合にあっては、当該会員との間に当該共済関係の存する者に係る危険段階の同条第3項第1号の率)を算術平均した率、同条第7項又は第8項の規定により会員がその共済規程で当該多種包括共済の共済掛金率を定めている共済関係に係る保険関係については同条第7項第1号の率又は同条第9項で準用する同条第3項第1号の率)を乗じて得た金額

(2) 共済金額に会員がその共済規程で定めた法第115条第1項第3号の率を乗じて得た金額

(払込保険料)

第35条 会員は、家畜共済について、その組合員に係る保険料に相当する金額が当該組合員に係る法第13条の2の規定による負担金の金額を超えるときは、当該保険料の一部に充てるため、その超える部分の金額を、この連合会に払い込むものとする。

(保険料の払込期限及び徴収方法)

第36条 会員は家畜共済について、毎月、次項の規定により告知された払込期日までに、当該家畜共済に係る保険料(共済掛金が分割して会員に払い込まれる場合にあっては、その払込があるごとに、保険料に分割払込額の共済掛金に対する割合を乗じて得た額とする。第4条、第5条、第16条及び次項において同じ。)をこの連合会に払い込まなければならない。

2 第2条第6項の規定は、家畜共済に係る保険料の払込みの告知について準用する。

(損害の通知)

第37条 会員は、家畜共済について、保険金の支払を受けるべき損害が発生したときは、遅滞なく、次の事項を記載した書類を添えて、保険金の支払請求書をこの連合会に提出しなければならない。

- (1) 共済事故の種類、その原因及び経過
- (2) 会員が支払うべき共済金及びその算出の基礎
- (3) その他必要な事項

(保険金の支払額)

第38条 この連合会の支払うべき家畜共済に係る保険金は、第1号又は第2号の金額とする。

- (1) 家畜異常事故に該当しない共済事故により支払うものにあつては会員が支払うべき共済金に相当する金額に保険金額の共済金額に対する割合を乗じて得た金額、家畜異常事故により支払うものにあつては会員が支払うべき共済金に相当する金額
- (2) 死亡又は廃用(これらのうち家畜異常事故に該当するものを除く。)により支払うものにあつては会員が支払うべき共済金に相当する金額に保険金額の共済金

額に対する割合を乗じて得た金額、疾病又は傷害により支払うものにあつては診療その他の行為によって会員たる農業共済組合の組合員が負担すべき費用のうち診療技術料等（法第 115 条第 1 項第 2 号の診療技術料等をいう。以下同じ。）以外のもの内容に応じて規則第 34 条の 3 第 1 項の農林水産大臣の定める点数によって共済事故ごとに計算される総点数を同項の農林水産大臣が定める 1 点の価額に乗じて得た金額に相当する金額（その金額が会員の支払うべき共済金の金額を超えるときは、その共済金に相当する金額）に保険金額の共済金額に対する割合を乗じて得た金額、家畜異常事故により支払うものにあつては会員が支払うべき共済金に相当する金額

- 2 前項第 2 号の金額の保険金を支払う保険関係においてこの連合会が支払うべき保険金は、包括共済関係に係るものにあつては包括共済対象家畜の種類ごと、会員たる農業共済組合の組合員ごと及び共済掛金期間ごとに、個別共済関係に係るものにあつては家畜ごと及び共済掛金期間ごとに、法第 125 条第 3 項において準用する法第 116 条第 1 項ただし書の農林水産大臣が定める金額を限度とする。

（保険関係の協議）

第 39 条 家畜共済に係る保険関係において、この連合会が支払うべき家畜共済に係る保険金の額を前条第 1 項第 1 号の金額又は第 2 号の金額のどちらの金額にするかは、この連合会と会員とが協議して定めるものとする。

- 2 この連合会の会員は、その組合員から家畜共済の申込みを受けたときは、遅滞なくこの連合会と前項の協議を行うものとする。
- 3 前項の申込みに係る家畜について、共済責任が始まるときまでに第 1 項の協議による決定が行われなかった場合においては、この連合会の支払うべき保険金の金額は前条第 1 項第 2 号の金額とする。
- 4 第 1 項の規定による決定は、同一共済掛金期間中は変更することができない。
- 5 第 1 項の協議は、文書をもってする。

（保険金の支払とみなされる場合）

第 40 条 家畜共済に付した家畜につき疾病又は傷害の共済事故が発生した場合において、この連合会が診療その他の行為をし、又はその費用を負担したときは、この連合会は、当該診療その他の行為に要した費用の額の限度において保険金を支払ったものとみなす。

- 2 前項の場合において、第 38 条第 1 項第 2 号の金額の保険金を支払うべき家畜について診療を行うときは、この連合会の会員は、当該診療に要する費用のうち診療技術料等に相当する金額を、前もってこの連合会に支払わなければならない。

第 4 節 果樹共済に係る保険事業

（保険関係）

第 41 条 この連合会の会員たる農業共済組合と、その組合員との間に果樹共済の共済関

係が存するときは、収穫共済にあつてはその共済目的の種類ごと及び収穫共済区分（法第 122 条第 3 項の収穫共済区分をいう。以下同じ。）ごと、樹体共済にあつてはその共済目的の種類ごとに、この連合会と会員との間に、当該共済関係に係る共済責任を一体としてこれにつき当該共済事業に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

（引受通知書）

第 42 条 会員は、毎年、果樹共済について共済責任期間の開始後遅滞なく、次の事項を記載した引受通知書をこの連合会に提出しなければならない。

- （1）会員の名称又は略称
- （2）果樹区分（果樹共済の種類及び共済目的の種類並びに収穫共済にあつては収穫共済の共済事故等による種別（法第 120 条の 7 第 1 項の収穫共済の共済事故等による種別をいう。）による区分をいう。以下同じ。）
- （3）収穫共済の共済目的の種類等（法第 120 条の 6 第 1 項第 1 号の収穫共済の共済目的の種類等をいう。以下同じ。）又は樹体共済の共済目的の種類
- （4）共済金額
- （5）共済掛金
- （6）その他共済関係を明らかにすべき事項

2 前項の規定により通知した事項に変更を生じたときは、会員は、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

（保険金額）

第 43 条 果樹共済のうち収穫共済に係る保険金額は、共済目的の種類ごと、収穫共済区分ごと及び会員ごとに、次の金額を合計して得た金額とする。

- （1）総共済金額から、総共済金額に法第 120 条の 7 第 4 項第 1 号の収穫通常標準被害率を乗じて得た金額（以下「収穫通常責任共済金額」という。）を差し引いて得た金額（以下「収穫異常責任共済金額」という。）の 100 分の 90 に相当する金額
- （2）収穫異常責任共済金額から前号の金額を差し引いて得た金額に法第 123 条第 1 項第 2 号の 2 ロの農林水産大臣が定める割合（以下「収穫責任保険歩合」という。）を乗じて得た金額
- （3）収穫通常責任共済金額に収穫責任保険歩合を乗じて得た金額

2 果樹共済のうち樹体共済に係る保険金額は、共済目的の種類ごと及び会員ごとに、次の金額を合計して得た金額とする。

- （1）総共済金額から、総共済金額に法第 120 条の 7 第 8 項第 1 号の樹体通常標準被害率を乗じて得た金額（以下「樹体通常責任共済金額」という。）を差し引いて得た金額（以下「樹体異常責任共済金額」という。）の 100 分の 90 に相当する金額
- （2）樹体異常責任共済金額から前号の金額を差し引いて得た金額に法第 123 条第 1 項第 2 号の 3 ロの農林水産大臣が定める割合（以下「樹体責任保険歩合」とい

- う。) を乗じて得た金額
(3) 樹体通常責任共済金額に樹体責任保険歩合を乗じて得た金額

(保険料)

第44条 果樹共済のうち収穫共済に係る保険料は、共済目的の種類ごと、収穫共済区分ごと及び会員ごとに、次の金額を合計して得た金額とする。

- (1) 総共済金額に法第120条の7第4項第2号の収穫異常共済掛金標準率(その保険関係に係る共済関係に係る共済掛金率について、同条第2項の規定の適用があるときは、収穫異常共済掛金標準率から、その率に当該共済関係に係る規則第33条の6の5第1項の防災施設割引率を乗じて得た率を差し引いて得た率)を乗じて得た金額(以下「収穫異常共済掛金」という。)の100分の90に相当する金額
- (2) 収穫異常共済掛金から前号の金額を差し引いて得た金額に収穫責任保険歩合を乗じて得た金額
- (3) 共済掛金の合計金額から収穫異常共済掛金を差し引いて得た金額に収穫責任保険歩合を乗じて得た金額

2 果樹共済のうち樹体共済に係る保険料は、共済目的の種類ごと及び会員ごとに、次の金額を合計して得た金額とする。

- (1) 総共済金額に法第120条の7第8項第2号の樹体異常共済掛金標準率を乗じて得た金額(以下「樹体異常共済掛金」という。)の100分の90に相当する金額
- (2) 樹体異常共済掛金から前号の金額を差し引いて得た金額に樹体責任保険歩合を乗じて得た金額
- (3) 共済掛金の合計金額から樹体異常共済掛金を差し引いて得た金額に樹体責任保険歩合を乗じて得た金額

(払込保険料)

第45条 会員は、果樹共済について、果樹共済再保険区分(規則第19条第6項の果樹共済再保険区分をいう。以下同じ。)ごとに、当該果樹共済再保険区分に係る保険料に相当する金額から会員の当該果樹共済再保険区分に係る令第1条の2第1項の収穫交付対象負担金額又は同条第3項において読み替えられる同条第1項の樹体交付対象負担金額を差し引いて得た金額を当該保険料の一部に充てるため、この連合会に払い込むものとする。

(保険料の払込期限及びその徴収方法)

第46条 会員は、果樹共済について、その共済規程で定めた共済掛金払込期日後2週間以内に、当該果樹共済に係る保険料をこの連合会に払い込まなければならない。

2 第2条第6項の規定は、果樹共済に係る保険料の払込みの告知について準用する。

(損害の通知)

第47条 会員は、果樹共済について保険金の支払を受けるべき損害があると認めたときは、損害発生後遅滞なく、次に掲げる事項をこの連合会に通知しなければならない。

- (1) 果樹区分

- (2) 収穫共済の共済目的の種類等又は樹体共済の共済目的の種類
 - (3) 被害地区
 - (4) 災害の種類
 - (5) 共済金の支払見込額
 - (6) 当該共済金の支払見込額に係る減収量、減収金額若しくは果実の品質の低下の程度又は損害の額及びその減収量、減収金額若しくは果実の品質の低下又は損害の額に係る被害面積（樹体共済に係るものについては、被害面積及び樹齢別被害本数）の概数
 - (7) その他災害の状況を明らかにすべき事項
- 2 会員は、果樹共済について収穫期において当該果樹区分ごとの損害が確定するに至ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項をこの連合会に通知しなければならない。
- (1) 果樹区分
 - (2) 収穫共済の共済目的の種類等又は樹体共済の共済目的の種類
 - (3) 当該責任期間中に発生した災害の種類
 - (4) 減収量、減収金額若しくは果実の品質の低下の程度又は損害の額及びその減収量、減収金額若しくは果実の品質の低下又は損害の額に係る被害面積（樹体共済に係るものについては、被害面積及び樹齢別被害本数）
 - (5) 共済金の支払見込額
 - (6) その他保険金の金額の決定に必要な事項

（保険金の請求）

第 48 条 会員は、果樹共済について支払うべき共済金の金額が決定したときは、遅滞なく、損害評価書を添えて、保険金の支払請求書をこの連合会に提出しなければならない。

（保険金の支払額）

第 49 条 この連合会が支払うべき果樹共済に係る保険金は、果樹共済のうち収穫共済に係るものにあつては、共済目的の種類ごと、収穫共済区分ごと及び会員ごとに次の金額とする。

- (1) 会員が支払うべき共済金の総額が収穫通常責任共済金額以下である場合にあつては、会員が支払うべき共済金の総額に収穫責任保険歩合を乗じて得た金額
 - (2) 会員が支払うべき共済金の総額が収穫通常責任共済金額を超える場合にあつては、次の金額を合計して得た金額
 - イ その超える部分の金額の 100 分の 90 に相当する金額
 - ロ その超える部分の金額からイの金額を差し引いて得た金額に収穫責任保険歩合を乗じて得た金額
 - ハ 収穫通常責任共済金額に収穫責任保険歩合を乗じて得た金額
- 2 この連合会が支払うべき果樹共済に係る保険金は、果樹共済のうち樹体共済に係るものにあつては、共済目的の種類ごと及び会員ごとに次の金額とする。
- (1) 会員が支払うべき共済金の総額が樹体通常責任共済金額以下である場合にあつ

- ては、会員が支払うべき共済金の総額に樹体責任保険歩合を乗じて得た金額
- (2) 会員が支払うべき共済金の総額が樹体通常責任共済金額を超える場合にあっては、次の金額を合計して得た金額
- イ その超える部分の金額の 100 分の 90 に相当する金額
 - ロ その超える部分の金額からイの金額を差し引いて得た金額に樹体責任保険歩合を乗じて得た金額
 - ハ 樹体通常責任共済金額に樹体責任保険歩合を乗じて得た金額

(保険金額の削減)

第 50 条 この連合会は、果樹共済に係る保険金の支払に不足を生ずる場合には、果樹共済再保険区分ごとに、次の各号に掲げる金額の合計金額をその支払に充て、なお不足を生ずる場合に限り、支払うべき保険金の総額から、収穫共済にあっては会員ごとに第 43 条第 1 項第 3 号の金額に相当する金額を合計して得た金額と政府の支払うべき再保険金を合計して得た金額との合計額を、樹体共済にあっては会員ごとに第 43 条第 2 項第 3 号の金額に相当する金額を合計して得た金額と政府の支払うべき再保険金を合計して得た金額との合計額を差し引いて得た金額を超えない範囲内において、保険金額を削減することができる。

- (1) 当該果樹共済再保険区分に係る千葉県農業共済組合連合会定款（以下「定款」という。）第 49 条第 3 項の不足金てん補準備金の金額
- (2) 当該果樹共済再保険区分に係る定款第 51 条第 3 項の特別積立金の金額

(保険金支払額、減収量等の公告)

第 51 条 この連合会は、保険金の支払額の決定後遅滞なく、会員ごとに、保険金の支払額及び減収量若しくは減収金額又は損害の額を公告するものとする。

(連合会特別交付金)

第 52 条 会員は、果樹共済について法第 95 条後段に規定する費用を負担し、法第 96 条に規定する施設をし、又は無事戻しをしようとする場合には果樹無事戻区分（果樹共済の種類及び共済目的の種類による区分をいう。以下同じ。）ごとに、毎事業年度、この連合会に対し、次の各号に掲げる金額のいずれか小さい金額を限度として、毎年 7 月 31 日までに、連合会特別交付金の交付を請求することができる。

- (1) 当該果樹無事戻区分ごとに、当該事業年度の前各事業年度に属する各事業年度において規則第 24 条第 1 項の規定により無事戻しの限度とされる金額に相当する金額を無事戻ししたとすれば当該事業年度において同項の規定により無事戻しの限度とされる金額の合計金額（次項において「果樹無事戻限度額」という。）が果樹共済に関する勘定に係る前事業年度の剰余金中当該果樹無事戻区分に属する果樹区分ごとの規則第 22 条第 3 項の果樹剰余金配分額を、当該果樹無事戻区分につき合計して得た金額のうち特別積立金として積み立てる金額（次項において「前年度の組合果樹特別積立金積立額」という。）の 2 分の 1 に相当する金額を超えるときにおけるその超える金額

- (2) 連合会の果樹共済に関する勘定に係る前事業年度の剰余金中当該果樹無事戻区分に属する果樹共済再保険区分ごとの定款第 49 条第 3 項の果樹剰余金配分額を、当該果樹無事戻区分につき合計して得た金額のうち特別積立金として積み立てる金額（次項において「前年度の連合会果樹特別積立金積立額」という。）の 2 分の 1 に相当する金額（特別積立金の金額が当該金額を超える場合において総会の議決を経て当該金額を超え特別積立金の金額を超えない範囲内の金額を定めたときは、その金額。次項において同じ。）に当該会員の前号に掲げる金額のこの連合会の会員の前号に掲げる金額を合計して得た金額に対する割合を乗じて得た金額
- 2 この連合会は、果樹無事戻限度額に代えて、総会の議決を経て、果樹無事戻区分ごとに、果樹無事戻限度額未満の金額を定めることができる。この場合において、前項の連合会特別交付金の交付の請求の限度は、次の各号に掲げる金額のいずれか小さい金額とする。
- (1) その定めた金額が前年度の組合果樹特別積立金積立額の 2 分の 1 に相当する金額を超えるときにおけるその超える金額
- (2) 前年度の連合会果樹特別積立金積立額の 2 分の 1 に相当する金額に当該会員の前号に掲げる金額のこの連合会の会員の前項第 1 号又は前号に掲げる金額を合計して得た金額に対する割合を乗じて得た金額
- 3 会員は、毎年 3 月 31 日までに、連合会に対し、第 1 項第 1 号に掲げる金額を通知するものとする。
- 4 この連合会は、第 1 項の規定による請求があったときは、当該請求に係る金額を連合会特別交付金として交付するものとする。

第 5 節 畑作物共済に係る保険事業

(保険関係)

第 53 条 この連合会の会員たる農業共済組合と、その組合員との間に畑作物共済の共済関係が存するときは、この連合会と会員との間に当該共済関係につき畑作物共済に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

(引受通知書)

第 54 条 会員は、毎年、畑作物共済について共済責任期間の開始後遅滞なく、次の事項を記載した引受通知書をこの連合会に提出しなければならない。

- (1) 会員の名称又は略称
- (2) 畑作物区分（規則第 19 条第 1 項第 4 号の畑作物区分をいう。以下同じ。）
- (3) 畑作物共済の共済目的の種類等（法第 120 条の 12 第 1 項第 1 号の畑作物共済の共済目的の種類等をいう。以下同じ。）
- (4) 共済金額
- (5) 共済掛金

(6) その他共済関係を明らかにすべき事項

2 前項の規定により通知した事項に変更が生じたときは、会員は、遅滞なくその旨をこの連合会に通知しなければならない。

(保険金額)

第 55 条 畑作物共済に係る保険金額は、その共済金額の 100 分の 90 に相当する金額とする。

(保険料率)

第 56 条 畑作物共済に係る保険料率は、会員がその共済規程で定めた共済掛金率と同率とする。

(払込保険料)

第 57 条 会員は、畑作物共済について、畑作物共済再保険区分（法第 134 条第 3 項の畑作物共済再保険区分をいう。以下同じ。）ごとに、当該畑作物共済再保険区分に係る保険料に相当する金額から会員の当該畑作物共済再保険区分に係る令第 1 条の 3 第 1 項の畑作物交付対象負担金額を差し引いて得た金額を当該保険料の一部に充てるため、この連合会に払い込むものとする。

(保険料の払込期限及びその徴収方法)

第 58 条 会員は、畑作物共済について、その共済規程で定めた共済掛金払込期日後 2 週間以内に、当該畑作物共済に係る保険料をこの連合会に払い込まなければならない。

2 第 2 条第 6 項の規定は、畑作物共済に係る保険料の払込みの告知について準用する。

(損害の通知)

第 59 条 会員は、畑作物共済について保険金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、損害発生後遅滞なく次に掲げる事項をこの連合会に通知しなければならない。

- (1) 畑作物区分
- (2) 畑作物共済の共済目的の種類等及び蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分
- (3) 被害地区
- (4) 災害の種類
- (5) 共済金の支払見込額
- (6) 当該共済金の支払見込額に係る減収量及びその減収量に係る被害面積の概数又は被害程度別箱数の概数
- (7) その他災害の状況を明らかにすべき事項

2 会員は、畑作物共済について収穫期又は各蚕期の収繭期において当該畑作物区分ごとの損害が確定するに至ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項をこの連合会に通知しなければならない。

- (1) 畑作物区分

- (2) 畑作物共済の共済目的の種類等及び蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分
- (3) 当該共済責任期間中（蚕繭に係るものにあつては、当該蚕期中）に発生した災害の種類
- (4) 減収量及びその減収量に係る被害面積又は被害程度別箱数
- (5) 共済金の支払見込額
- (6) その他保険金の金額の決定に必要な事項

（保険金の請求）

第 60 条 会員は、畑作物共済について支払うべき共済金の金額が決定したときは、遅滞なく、損害評価書を添えて、保険金の支払請求書をこの連合会に提出しなければならない。

（保険金の支払額）

第 61 条 この連合会が支払うべき畑作物共済に係る保険金は、会員が支払うべき共済金の 100 分の 90 に相当する金額とする。

（保険金額の削減）

第 62 条 この連合会は、畑作物共済に係る保険金の支払に不足を生ずる場合には、畑作物共済再保険区分ごとに、次の各号に掲げる金額の合計額をその支払に充てなお不足を生ずる場合に限り、支払うべき保険金の総額から、総保険金額に法第 135 条第 5 号の畑作物通常標準被害率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の 100 分の 5 に相当する金額を超えない範囲内において、保険金額を削減することができる。

- (1) 当該畑作物共済再保険区分に係る定款第 49 条第 4 項の不足金てん補準備金の金額
- (2) 当該畑作物共済再保険区分に係る定款第 51 条第 4 項の特別積立金の金額

（保険金支払額、減収量の公告）

第 63 条 この連合会は、保険金の支払額の決定後遅滞なく、会員ごとに、保険金の支払額及び共済減収量を公告するものとする。

（連合会特別交付金）

第 64 条 会員は、畑作物共済について法第 95 条後段に規定する費用を負担し、法第 96 条に規定する施設をし、又は無事戻しをしようとする場合には、規則第 23 条の 2 第 5 項に規定する畑作物無事戻区分（以下「畑作物無事戻区分」という。）ごとに、毎事業年度、この連合会に対し、次に掲げる金額のいずれか小さい金額を限度として、毎年 7 月 31 日までに、連合会特別交付金の交付を請求することができる。

- (1) 当該畑作物無事戻区分ごとに、当該事業年度の前各事業年度に属する各事業年度において規則第 24 条第 1 項の規定により無事戻しの限度とされる金額に相当する金額を無事戻ししたとすれば当該事業年度において同項の規定により無事戻し

の限度とされる金額の合計金額（次項において「畑作物無事戻限度額」という。）が畑作物共済に関する勘定に係る前事業年度の剰余金中当該畑作物無事戻区分に属する畑作物区分ごとの規則第 22 条第 4 項の畑作物剰余金配分額を当該畑作物無事戻区分につき合計して得た金額のうち特別積立金として積み立てる金額（次項において「前年度の組合畑作物特別積立金積立額」という。）の 2 分の 1 に相当する金額を超えるときにおけるその超える金額

(2) 連合会の畑作物共済に関する勘定に係る前事業年度の剰余金中当該畑作物無事戻区分に属する畑作物共済再保険区分ごとの定款第 49 条第 4 項の畑作物剰余金配分額を当該畑作物無事戻区分につき合計して得た金額のうち特別積立金として積み立てる金額（次項において「前年度の連合会畑作物特別積立金積立額」という。）の 2 分の 1 に相当する金額（特別積立金の金額が当該金額を超える場合において総会の議決を経て当該金額を超え特別積立金の金額を超えない範囲内の金額を定めたときは、その金額。次項において同じ。）に当該会員の前号に掲げる金額のこの連合会の会員の前号に掲げる金額を合計して得た金額に対する割合を乗じて得た金額

2 この連合会は、畑作物無事戻限度額に代えて、総会の議決を経て、畑作物無事戻区分ごとに、畑作物無事戻限度額未満の金額を定めることができる。この場合において、前項の連合会特別交付金の交付の請求の限度は、次の各号に掲げる金額のいずれか小さい金額とする。

(1) その定めた金額が前年度の組合畑作物特別積立金積立額の 2 分の 1 に相当する金額を超えるときにおけるその超える金額

(2) 前年度の連合会畑作物特別積立金積立額の 2 分の 1 に相当する金額に当該会員の前号に掲げる金額のこの連合会の会員の前項第 1 号又は前号に掲げる金額を合計して得た金額に対する割合を乗じて得た金額

3 会員は、毎年 3 月 31 日までに、連合会に対し、第 1 項第 1 号に掲げる金額を通知するものとする。

4 この連合会は、第 1 項の規定による請求があったときは、当該請求に係る金額を連合会特別交付金として交付するものとする。

第 6 節 園芸施設共済に係る保険事業

（保険関係）

第 65 条 この連合会の会員たる農業共済組合と、その組合員との間に園芸施設共済の共済関係が存するときは、この連合会と会員との間に当該共済関係につき園芸施設共済に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

（引受通知書）

第 66 条 会員は、毎月、園芸施設共済について、次の事項を記載した引受通知書をこの

連合会に提出しなければならない。

- (1) 会員の名称又は略称
- (2) 施設区分（法第 120 条の 23 の施設区分をいう。）
- (3) 共済金額
- (4) 共済掛金
- (5) その他共済関係を明らかにすべき事項

2 前項の規定により通知した事項に変更を生じたときは、会員は、遅滞なくその旨をこの連合会に通知しなければならない。

（保険金額）

第 67 条 園芸施設共済に係る保険金額は、その共済金額の 100 分の 90 に相当する金額とする。

（保 険 料）

第 68 条 園芸施設共済に係る保険料は、保険金額に、会員がその共済規程で定めた法第 120 条の 23 第 1 項の率を乗じて得た金額（法第 120 条の 21 ただし書の規定により会員がその共済規程で別段の定めをした共済責任期間に係るものにあつては、その金額に法第 124 条第 5 項の農林水産大臣の定める係数を乗じて得た金額）とする。

（払込保険料）

第 69 条 会員は、園芸施設共済について、その組合員に係る保険料に相当する金額から当該組合員に係る法第 13 条の 5 の規定による負担金の金額を差し引いて得た金額を、当該保険料の一部に充てるため、この連合会に払い込むものとする。

（保険料の払込期限及び徴収方法）

第 70 条 会員は、園芸施設共済について、毎月、次項の規定により告知された払込期日までに、当該園芸施設共済に係る保険料をこの連合会に払い込まなければならない。

2 第 2 条第 6 項の規定は、園芸施設共済に係る保険料の払込みの告知について準用する。

（損害の通知）

第 71 条 会員は、園芸施設共済について、保険金の支払を受けるべき損害が発生したときは、遅滞なく、次の事項を記載した書類を添えて、保険金の支払請求書をこの連合会に提出しなければならない。

- (1) 共済事故の種類、その原因及び経過
- (2) 会員が支払うべき共済金及びその算出の基礎
- (3) その他必要な事項

（保険金の支払額）

第 72 条 この連合会が支払うべき園芸施設共済に係る保険金は、会員たる農業共済組合

が支払うべき共済金の 100 分の 90 に相当する金額とする。

(保険金額の削減)

第 73 条 この連合会は、園芸施設共済に係る保険金の支払に不足を生ずる場合には、次の各号に掲げる金額の合計額をその支払に充ててもなお不足を生ずる場合に限り、事業年度ごとに、支払うべき保険金の総額から、法第 135 条第 6 号口の経過総保険金額に園芸施設通常標準被害率（同号口の園芸施設通常標準被害率をいう。）を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の 100 分の 5 に相当する金額を超えない範囲内において、保険金額を削減することができる。

(1) 定款第 46 条第 1 項第 5 号の勘定に係る定款第 49 条第 2 項の不足金てん補準備金の金額

(2) 定款第 46 条第 1 項第 5 号の勘定に係る定款第 51 条第 2 項の特別積立金の金額

2 前項の規定による保険金額の削減は、当該事業年度中に支払の事由が生じた保険金額のすべてについて行うものとする。

第 74 条 この連合会は、決算において保険金額の削減を生じるおそれがある場合には、仮に保険金額を削減して支払うことができる。

(連合会特別交付金)

第 75 条 会員は、園芸施設共済について法第 95 条後段に規定する費用を負担し、法第 96 条に規定する施設をし、又は無事戻しをしようとする場合には、毎事業年度、この連合会に対し、次の各号に掲げる金額のいずれか小さい金額を限度として、毎年 7 月 31 日までに、連合会特別交付金の交付を請求することができる。

(1) 当該事業年度の前各事業年度に属する各事業年度において規則第 24 条第 1 項の規定により無事戻しの限度とされる金額に相当する金額を無事戻ししたとすれば当該事業年度において同項の規定により無事戻しの限度とされる金額の合計金額（次項において「園芸施設無事戻し限度額」という。）が園芸施設共済に関する勘定に係る前事業年度の剰余金中特別積立金として積み立てる金額（次項において「前年度の組合園芸施設特別積立金積立額」という。）の 2 分の 1 に相当する金額を超えるときにおけるその超える金額

(2) 連合会の園芸施設共済に関する勘定に係る前事業年度の剰余金中特別積立金として積み立てる金額（次項において「前年度の連合会園芸施設特別積立金積立額」という。）の 2 分の 1 に相当する金額（特別積立金の金額が当該金額を超える場合において総会の議決を経て当該金額を超え特別積立金の金額を超えない範囲内の金額を定めたときは、その金額。次項において同じ。）に当該会員の前号に掲げる金額のこの連合会の会員の前号に掲げる金額を合計して得た金額に対する割合を乗じて得た金額

2 この連合会は、園芸施設無事戻し限度額に代えて、総会の議決を経て、園芸施設無事戻し限度額未満の金額を定めることができる。この場合において、前項の連合会特別交付金の交付の請求の限度は、次の各号に掲げる金額のいずれか小さい金額とする。

- (1) その定めた金額が前年度の組合園芸施設特別積立金積立額の2分の1に相当する金額を超えるときにおけるその超える金額
 - (2) 前年度の連合会園芸施設特別積立金積立額の2分の1に相当する金額に当該会員の前号に掲げる金額のこの連合会の会員の前項第1号又は前号に掲げる金額を合計して得た金額に対する割合を乗じて得た金額
- 3 会員は、毎年3月31日までに、連合会に対し、第1項第1号に掲げる金額を通知するものとする。
 - 4 この連合会は、第1項の規定による請求があったときは、当該請求に係る金額を連合会特別交付金として交付するものとする。

第7節 任意共済に係る保険事業

(保険関係)

第76条 この連合会の会員たる農業共済組合と、その組合員との間に任意共済の共済関係が存するときは、この連合会と会員との間に当該共済関係につき任意共済に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

(引受通知書)

第77条 会員は、毎月、任意共済について、次の事項を記載した引受通知書をこの連合会に提出しなければならない。

- (1) 会員の名称又は略称
 - (2) 共済金額
 - (3) 共済掛金
 - (4) その他共済目的を明らかにすべき事項
- 2 前項の規定により通知した事項に変更を生じたときは、会員は、遅滞なくこの連合会に通知しなければならない。

(保険金額)

第78条 任意共済に係る保険金額は、任意共済の種類ごとの共済金額に相当する金額とする。

(保険料)

第79条 任意共済に係る保険料は、前条の保険金額に任意共済に係る保険料率を乗じて得た金額とする。

- 2 前項の任意共済に係る保険料率は、会員たる農業共済組合がその共済規程で定めた共済掛金率と同率とする。
- 3 会員たる農業共済組合がその共済規程で定めた収容農産物補償特約をする場合における建物総合共済の保険料は、第1項の金額に当該収容農産物補償特約に係る共済掛金の金額を加えた金額とする。

(保険料の払込期限及び徴収方法)

第 80 条 会員は、任意共済について、毎月、次項の規定により告知された払込期日までに、当該任意共済に係る保険料をこの連合会に払い込まなければならない。

2 第 2 条第 6 項の規定は、任意共済に係る保険料の払込みの告知について準用する。

(損害の通知)

第 81 条 会員は、任意共済について、保険金の支払を受けるべき損害が発生したときは、遅滞なく、次の事項を記載した書類を添えて、保険金の支払請求書をこの連合会に提出しなければならない。

- (1) 共済事故の種類、その原因及び経過
- (2) 会員が支払うべき共済金及びその算出の基礎
- (3) その他必要な事項

(保険金の支払額)

第 82 条 この連合会の支払うべき任意共済に係る保険金は、会員が支払うべき共済金の金額に相当する金額とする。

(共済事業の承認)

第 83 条 この連合会は、この連合会の会員たる農業共済組合が規程例第 3 章の規定と同種の規定及び次条の建物基準共済掛金率及び農機具基準共済掛金率と同率の共済掛金率によりそれぞれ建物共済及び農機具共済を行う場合に限り、当該農業共済組合の任意共済につき、法第 85 条第 12 項の規定による承認をするものとする。

(建物基準共済掛金率及び農機具基準共済掛金率)

第 84 条 この連合会は、別に定めるところにより、建物基準共済掛金率（この連合会の会員たる農業共済組合が行う建物共済に係る共済掛金率の基準をいう。）及び農機具基準共済掛金率（この連合会の会員たる農業共済組合が行う農機具共済に係る共済掛金率の基準をいう。）を設定し、又は変更するものとする。

第 3 章 共済事業

第 1 節 建物共済

(共済事業)

第 85 条 この連合会は、この連合会の会員たる農業共済組合又はこの連合会の区域内に住所を有する農業協同組合若しくは農業協同組合連合会（以下この節において「建物共済資格者」という。）から共済掛金の支払を受け、次条に規定する損害について、共済金を交付する事業を行うものとする。

2 前項の規定によりこの連合会が行う事業は、建物共済とする。

3 建物共済は、建物火災共済とする。

(共済目的及び共済事故)

第 86 条 この連合会は、第 1 号に掲げる共済目的につき、第 2 号に掲げる共済事故によって生じた損害について、この連合会との間に建物共済の共済関係の存する者（以下「建物共済加入者」という。）に対して共済金を交付するものとする。

(1) 共済目的 建物（特定園芸施設を除き、畳、建具及び什器その他の備品を含む。）

(2) 共済事故 火災、落雷、破裂又は爆発、建物の外部からの物体（雨、雪、ひょう等を除く。）の落下、飛来、衝突又は倒壊（風水害等の自然災害による場合を除く。）、給排水設備（スプリンクラー設備・装置を含む。）に生じた事故又は建物共済加入者以外の者が占有する戸室で生じた事故による漏水、放水又は出水による水ぬれ（風水害等の自然災害による場合を除く。）、盗難（未遂を含む。）によるき損又は汚損及び騒乱その他これに類似する集団行動に伴う暴行

(共済関係の成立)

第 87 条 建物共済の共済関係は、建物 1 棟ごとに、建物共済資格者がその所有し、又は管理する建物をこの連合会の建物共済に付することを申し込み、この連合会がその申込みを承諾することによって成立するものとする。

(建物共済の申込み)

第 88 条 建物共済資格者が前条の規定による申込みをしようとするときは、次の事項を記載した建物共済申込書をこの連合会に提出しなければならない。

(1) 申込者の名称、その代表者の氏名及びその事務所の所在地

(2) 共済責任期間の始期及び終期

(3) 建物の所在地番、種類、構造及びその附属物並びに共済金額

(4) 当該建物を他の保険又は共済に付している場合には、その保険者又はその共済事業を行う者の名称及びその保険金額又は共済金額

(5) その他共済目的を明らかにすべき事項

2 前項第 3 号の建物に附属する門、垣、塀その他の工作物を共済目的とする場合又は畳、建具若しくは什器その他の備品を共済目的としない場合には、それぞれ、その旨を前項第 5 号の事項として記載しなければならない。

3 この連合会は、建物共済資格者から前条の規定による申込みを受けたときは、当該申込みを承諾するかどうかを決定して、これを申込者に通知するものとする。

4 第 1 項の建物共済申込書に記載した事項に変更が生じたときは、申込者は、遅滞なく、その旨をこの連合会に通知しなければならない。

(申込みの承諾を拒む場合)

第 89 条 この連合会は、建物共済資格者から第 87 条の規定による申込みを受けたとき

は、その申込みに係る共済目的につき、建物共済に付されるとすれば、共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通されることその他共済事業の本質に照らし著しく衡平を欠くこととなり、共済事業の適正な運営を確保することができなくなるおそれがあるため、建物共済の共済関係を成立させないことを相当とする事由がある場合を除き、その承諾を拒まないものとする。

（共済掛金の払込義務）

第 90 条 建物共済加入者は、この保険規程で定めるところにより、建物共済に係る共済掛金をこの連合会に払い込まなければならない。

（事務費の賦課）

第 91 条 この連合会は、毎事業年度、この連合会が第 85 条第 1 項に規定する事業を行うために必要とする事務費を建物共済加入者に賦課するものとする。

2 前項の事務費の賦課額は、建物共済の共済金額に総会で定める一定の率を乗じて得た金額とする。

（共済責任の開始）

第 92 条 建物共済に係る共済責任は、この連合会が建物共済加入者から共済掛金及び事務費賦課金（以下「共済掛金等」という。）の払込みを受けた日（第 116 条第 1 項の書面にこれと異なる共済責任期間の開始日が記載されているときはその日）の午後 4 時から始まるものとする。ただし、共済責任の開始後においても共済掛金等の払込みを受ける前に生じた損害については、この連合会は、共済金を支払う責めに任じないものとする。

（共済責任期間）

第 93 条 建物共済に係る共済責任期間は、1 年とする。

2 この連合会の建物共済に付される建物に係る共済責任期間の始期を統一するため必要があるときは、前項の規定にかかわらず、建物共済の共済責任期間を 1 年未満とすることができる。

3 前 2 項の共済責任期間は、更新することができる。ただし、その更新の申込みは、当該共済責任期間の満了の日までにしなければならないものとする。

4 建物共済加入者が、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 9 条第 1 項の警戒宣言が発せられ、又は地震若しくは噴火若しくはこれらによる津波（以下「地震等」という。）が発生したため、この連合会が業務を停止し、又は開始しない期間にその共済責任期間が満了した建物共済の共済関係に係る建物を、この連合会が業務を開始した後、この連合会が定める日までに当該共済関係と同一の条件でこの連合会の建物共済に付することを申し込み、かつ、共済掛金等の払込みを行った場合には、当該共済関係の共済責任期間は、更新されたものとみなす。

(共済金額)

第 94 条 建物共済の共済金額は、60,000 万円を超えない範囲内において、申込者が申し出た金額とする。

- 2 建物共済に係る共済責任期間の開始後に共済価額が著しく減少したときは、建物共済加入者は、連合会に対し、将来に向かって、共済金額の減額を請求することができる。

(建物共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧)

第 95 条 理事は、建物共済の共済掛金率、事務費賦課金率、共済金額等を記載した建物共済掛金率等一覧表を作成し、これを事務所に備えて置くものとする。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存すれば、その作成と備置きを行わないものとすることができる。

- 2 理事は、前項に掲げる事項が改定されたときは、当該事項を公告するものとする。
- 3 建物共済加入者（建物共済の申込者を含む。）は、いつでも、第 1 項の建物共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。

(共済掛金等の金額)

第 96 条 建物共済に係る共済掛金等の金額は、共済金額に前条第 1 項の建物共済掛金率等一覧表に掲げる建物共済の共済掛金率を乗じて得た金額及び共済金額に同表の事務費賦課金率を乗じて得た金額の合計額とする。

(共済掛金等の払込期限及び共済掛金の徴収方法)

第 97 条 第 87 条の規定により共済関係が成立した者は、第 88 条第 3 項の承諾の通知に記載された払込期限までに、建物共済に係る共済掛金等をこの連合会に払い込まなければならないものとする。

- 2 前項に規定する払込期限を過ぎて共済掛金等の払込みを受けたときは、この連合会は、あらためて第 87 条の規定による申込みがあったものとみなして取り扱うものとする。
- 3 第 93 条第 3 項の規定により共済責任期間を更新しようとするときは、建物共済加入者は、当該共済責任期間の満了の日までに、更新後の共済責任期間に対する共済掛金等をこの連合会に払い込まなければならない。
- 4 この連合会が、次条第 5 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。）又は第 102 条第 7 項の規定により共済掛金等の増額をしたときは、当該承諾又は承認の通知が到達した日の翌日から起算して 14 日以内に、譲受人その他の包括承継人又は建物共済加入者は、当該共済責任期間のうちまだ経過していない期間に対する共済掛金等の差額をこの連合会に払い込まなければならない。

ただし、大規模地震対策特別措置法第 9 条第 1 項の警戒宣言が発せられ、又は地震等が発生したため、この連合会が業務を停止し、又は開始しない期間に、承諾又は承認の通知が到達した日の翌日から起算して 14 日が経過する場合は、譲受人その他の包括承継人又は建物共済加入者は、この連合会が業務を開始した後、この連合会が定め

る日までに当該差額を払い込むものとする。

- 5 前項に規定する払込期限後において、共済掛金等の差額の払込みを受ける前に生じた損害については、この連合会は、共済金を支払う責めに任じないものとする。
- 6 第2条第6項の規定は、建物共済に係る共済掛金の払込みの告知について準用する。

(共済目的の譲受けによる共済関係の承継)

第98条 建物共済の共済目的である建物の譲受人は、この連合会の承諾を受けて、共済関係に関し譲渡人の有する権利義務を承継することができる。この場合において、承諾の申請につき第89条に規定する事由がある場合を除き、この連合会は、その承諾を拒まないものとする。

- 2 前項の規定による承諾を受けようとする譲受人は、当該譲受けの日から14日以内に、その者の事務所の所在地、共済目的である建物の所在地番その他共済目的である建物の状況を明らかにする書面を添えて、この連合会に承諾の申請をしなければならない。
- 3 この連合会は、前項の規定による申請があったときは、遅滞なく、承諾するかどうかを決定して譲受人に通知するものとする。
- 4 第1項の規定による権利義務の承継は、その承諾の時（共済目的の譲受けの前に承諾があった場合は、譲受けの時）からその効力を生ずる。
- 5 第2項の申請を受けた場合において、この連合会がその申請を承諾したときは、この連合会は、共済掛金等の増額をすることができるものとする。この場合において共済掛金等の増額は将来に向ってのみ効力を有する。
- 6 建物共済の共済目的である建物について包括承継があった場合には前5項の規定を準用する。

(損害防止の義務及び指導)

第99条 建物共済加入者は建物共済の共済目的について通常すべき管理その他損害防止を怠ってはならない。

- 2 この連合会は、前項の管理その他損害防止について建物共済加入者を指導することができるものとする。
- 3 建物共済加入者は、その加入する建物共済の共済目的に第86条第2号に掲げる共済事故又はその原因が生じたときは、損害の防止又は軽減に努めなければならない。

(損害防止の処置の指示)

第100条 この連合会は、建物共済加入者に、損害防止のため特に必要な処置をすべきことを指示することができるものとする。この場合には、その者の負担した費用は、この連合会の負担とする。

(立入調査権)

第101条 この連合会は、損害の防止又は認定のため必要があるときは、いつでも建物共済の共済目的のある土地又は工作物に立ち入り、必要な事項を調査することができるものとする。

(通知義務)

第 102 条 次の事実が発生した場合には、建物共済加入者は、その事実の発生が自己の責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、自己の責めに帰することができない事由によるときは遅滞なく、この連合会に通知し、この連合会の承認を申請しなければならない。ただし、第 4 号の場合においてその破損が軽微であるとき、第 5 号の場合においてその改築若しくは増築又は構造の変更が軽微であるとき及び第 6 号から第 8 号までの場合においてその事実がなくなったときは、この限りでない。

- (1) 共済目的について他の保険者又は共済事業を行う者と保険契約又は共済契約を締結すること。
- (2) 共済目的を譲渡すること。
- (3) 共済目的を解体すること。
- (4) 共済目的が共済事故以外の原因により破損したこと。
- (5) 共済目的である建物を改築し、若しくは増築し、又はその構造を変更し、又は引き続き 15 日以上にわたって修繕すること。
- (6) 共済目的である建物を引き続き 30 日以上にわたって空家又は無人とすること。
- (7) 共済目的を他の場所に移転すること。ただし、共済事故を避けるために他に搬出した場合における 5 日間については、この限りでない。
- (8) 前各号に掲げることのほか、共済目的について危険が著しく増加すること。

2 建物共済加入者が前項の規定による義務を怠ったときは、この通知前に生じた損害については、この連合会は、共済金を支払う責めに任じないものとする。

3 この連合会は、第 1 項の事実が発生した場合には、その事実を承認した場合を除き、建物共済の共済関係を解除することができる。

4 前項の規定により共済関係を解除したときは、この連合会は、既に払込みを受けた共済掛金の一部を返還することができる。

5 この連合会は、第 1 項の規定による申請があったときは、その申請を承認するかどうかを決定して、建物共済加入者に通知するものとする。

6 この連合会は、第 1 項の通知を受けた後 7 日以内にその事実の不承認の通知又は共済関係の解除をしないときは、その事実を承認したものとみなす。

7 第 1 項の申請を受けた場合において、この連合会が、その申請を承認したときは、この連合会は、共済掛金等の増額又は減額をすることができるものとする。この場合において、共済掛金等の増額又は減額は将来に向ってのみ効力を有する。

(危険の減少)

第 103 条 建物共済に係る共済関係の成立後に、当該共済関係によりてん補することとされる損害の発生の可能性が著しく減少したときは、建物共済加入者は、この連合会に対し、将来に向かって、共済掛金について、減少後の当該損害の発生の可能性に対応する共済掛金に至るまでの減額を請求することができる。

(事故等発生通知義務)

第 104 条 建物共済加入者は、共済事故が発生したときは、遅滞なく、その旨をこの連

合会に通知しなければならない。

2 建物共済加入者は、共済金の支払を受けるべき損害があると認めたときは、遅滞なく、次の各号に掲げる事項をこの連合会に通知しなければならない。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害の発生日
- (3) 災害によって被害を受けた場所その他災害によって生じた損害の状況
- (4) その他災害の状況が明らかとなる事項

3 建物共済加入者は、この連合会の要求があるときは、前項の損害に関する書類をこの連合会に提出しなければならない。

(損 害)

第105条 建物共済の損害は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 共済事故により生じた共済価額（その損害が生じた地及び時における共済目的の価額をいう。以下同じ。）の減少
- (2) 前号の損害を生じた共済目的の残存物の取り壊し費用、取片付け清掃費用及び搬出費用（以下「残存物取片付け費用」という。）
- (3) 第1号の損害の額が共済価額の100分の80以上となった場合に特別に要する費用（以下「特別費用」という。）
- (4) 地震等を直接又は間接の原因とする火災により共済目的が次のイ又はロに該当するに至った場合に臨時に生ずる費用（以下「地震火災費用」という。）
 - イ 共済目的が建物であるときには、当該建物の主要構造部の火災による共済価額の減少が当該建物の共済価額の100分の20以上又は当該建物の焼失した部分の床面積の当該建物の延べ床面積に対する割合が100分の20以上
 - ロ 共済目的に什器その他の備品が含まれるときには、当該什器その他の備品を収容する建物の主要構造部の火災による共済価額の減少が当該建物の共済価額の100分の20以上、当該建物の焼失した部分の床面積の当該建物の延べ床面積に対する割合が100分の20以上又は什器その他の備品の共済価額の減少が当該什器その他の備品の共済価額の100分の80以上
- (5) 建物共済加入者が、第99条第3項の規定による損害の防止又は軽減に努めたときに支出される次のイからハまでに掲げる費用（地震等による火災に関するものを除く。）のうち必要又は有益な部分（以下「損害防止軽減費用」という。）
 - イ 消火活動のために費消した消火薬剤等（水を含む。）の再取得費用
 - ロ 消火活動に使用したことにより損傷した物（消火活動に従事した者の着用物を含む。）の修理費用又は再取得費用
 - ハ 消火活動のために緊急に投入された人員又は器材に関する費用（人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用又は謝礼を除く。）
- (6) 共済目的から発生した火災、破裂又は爆発により第三者（他人の所有する物を建物共済に付する建物共済加入者を含む。）が所有する物に滅失、き損又は汚損（煙損害又は臭気付着による損害を除く。）が生じた場合に、それによって生じる見舞金等に要する費用（以下「失火見舞費用」という。）

(共済金の支払額)

第 106 条 この連合会は、共済事故によって共済目的に損害が生じ、次の各号に掲げる場合に、当該各号に掲げる金額を損害共済金（前条第 1 号の損害について支払われる共済金をいう。以下同じ。）として建物共済加入者に支払うものとする。

(1) 共済金額が共済価額の 100 分の 80 に相当する金額以上であるときは、当該共済事故によって生じた損害（前条第 1 号の損害に限る。以下第 5 項までにおいて同じ。）の額に相当する金額（その金額が当該共済金額を超えるときは、当該共済金額に相当する金額）

(2) 共済金額が共済価額の 100 分の 80 に相当する金額未満であるときは、当該共済事故によって生じた損害の額に、共済価額の 100 分の 80 に相当する金額に対する当該共済金額の割合を乗じて得た金額（その金額が当該共済金額を超えるときは、当該共済金額に相当する金額）

2 第 99 条第 1 項の規定による義務を怠ったときは、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる額を差し引いて得た額を損害の額とみなす。

3 同一の共済目的について損害共済金を支払うべき他の保険契約又は共済契約若しくは共済関係（以下「共済関係等」という。）が存する場合において、それぞれの共済関係等につき他の共済関係等がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額（他の共済関係等において、損害の額を算出する基準がこの共済関係と異なるものがあるときは、それぞれの基準により算出した損害の額のうち最も高い損害の額。以下この項において同じ。）を超えるときは、損害共済金は、第 1 項の規定にかかわらず、損害の額にこの連合会の支払責任額の当該合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。ただし、他の共済関係等により支払われるべき共済金又は保険金の全部又は一部が支払われず、この共済関係による損害共済金との合計額が損害の額に満たないときは、この共済関係の支払責任額を限度に損害の額に満たない額を加えた金額とする。

4 前項の規定にかかわらず、同項により支払うこととなる損害共済金の額の全部又は一部が他の共済関係等から既に支払われている場合は、その額を差し引いた金額とする。

5 前 2 項の場合において、損害が 2 種以上の共済事故によって生じたときは、同種の共済事故による損害ごとに、これらの項の規定を適用する。

6 この連合会は、残存物取片付け費用に相当する金額を残存物取片付け費用共済金として建物共済加入者に支払うものとする。ただし、第 1 項の規定により算出される損害共済金の額の 100 分の 10 に相当する金額を限度とする。

7 同一の共済目的について残存物取片付け費用共済金を支払うべき他の共済関係等が存する場合において、それぞれの共済関係等につき他の共済関係等がないものとして算出した支払責任額の合計額が残存物取片付け費用の額を超えるときは、残存物取片付け費用共済金は、前項本文の規定にかかわらず、残存物取片付け費用の額にこの連合会の支払責任額の当該合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。ただし、他の共済関係等により支払われるべき共済金又は保険金の全部又は一部が支払われず、この共済関係による残存物取片付け費用共済金との合計額が残存物取片付け費用の額に

満たないときは、この共済関係の支払責任額を限度に残存物取片付け費用の額に満たない額を加えた金額とする。

- 8 前項の規定にかかわらず、同項により支払うこととなる残存物取片付け費用共済金の額の全部又は一部が他の共済関係等から既に支払われている場合は、その額を差し引いた金額とする。
- 9 前2項の場合において、損害（前条第2号の損害に限る。）が2種以上の共済事故によって生じたときは、同種の共済事故による損害ごとに、これらの項の規定を適用する。
- 10 この連合会は、特別費用に相当する金額（共済金額に100分の10を乗じて得た金額をいう。）を特別費用共済金として建物共済加入者に支払うものとする。ただし、1共済事故につき、1建物ごとに200万円を限度とする。
- 11 同一の共済目的について特別費用共済金を支払うべき他の共済関係等が存する場合において、それぞれの共済関係等につき他の共済関係等がないものとして算出した支払責任額の合計額が支払限度額（1共済事故につき、1建物ごとに200万円（他の共済関係等に限度額が200万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）とする。以下この項において同じ。）を超えるときは、特別費用共済金は、前項本文の規定にかかわらず、支払限度額にこの連合会の支払責任額の当該合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。ただし、他の共済関係等により支払われるべき共済金又は保険金の全部又は一部が支払われず、この共済関係による特別費用共済金との合計額が支払限度額に満たないときは、この共済関係の支払責任額を限度に支払限度額に満たない額を加えた金額とする。
- 12 前項の規定にかかわらず、同項により支払うこととなる特別費用共済金の額の全部又は一部が他の共済関係等から既に支払われている場合は、その額を差し引いた金額とする。
- 13 前2項の場合において、損害（前条第3号の損害に限る。）が2種以上の共済事故によって生じたときは、同種の共済事故による損害ごとに、これらの項の規定を適用する。
- 14 この連合会は、1事故（72時間以内に生じた2以上の地震等による事故は、一括して1事故とみなす。以下同じ。）につき、1建物ごとに地震火災費用に相当する金額（共済金額に100分の5を乗じて得た金額をいう。）を地震火災費用共済金として建物共済加入者に支払うものとする。
- 15 同一の共済目的について地震火災費用共済金を支払うべき他の共済関係等が存する場合において、それぞれの共済関係等につき他の共済関係等がないものとして算出した支払責任額の合計額が支払限度額（1事故につき、1建物ごとに共済価額に100分の5（他の共済関係等に支払割合が100分の5を超えるものがあるときは、これらの支払割合のうち最も高い割合）を乗じて得た額。以下この項において同じ。）を超えるときは、地震火災費用共済金は、前項本文の規定にかかわらず、支払限度額にこの連合会の支払責任額の当該合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。ただし、他の共済関係等により支払われるべき共済金又は保険金の全部又は一部が支払われず、この共済関係による地震火災費用共済金との合計額が支払限度額に満たないときは、

この共済関係の支払責任額を限度に支払限度額に満たない額を加えた金額とする。

- 16 前項の規定にかかわらず、同項により支払うこととなる地震火災費用共済金の額の全部又は一部が他の共済関係等から既に支払われている場合は、その額を差し引いた金額とする。
- 17 この連合会は、損害防止軽減費用に相当する金額（損害防止軽減費用の額に共済価額の100分の80に相当する金額に対する共済金額の割合を乗じて得た金額（その金額が損害防止軽減費用の額を超えるときは、損害防止軽減費用の額）をいう。）を損害防止費用共済金として建物共済加入者に支払うものとする。
- 18 同一の共済目的について損害防止費用共済金を支払うべき他の共済関係等が存する場合において、それぞれの共済関係等につき他の共済関係等がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害防止軽減費用の額を超えるときは、損害防止費用共済金は、前項本文の規定にかかわらず、損害防止軽減費用の額にこの連合会の支払責任額の当該合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。ただし、他の共済関係等により支払われるべき共済金又は保険金の全部又は一部が支払われず、この共済関係による損害防止費用共済金との合計額が損害防止軽減費用の額に満たないときは、この共済関係の支払責任額を限度に損害防止軽減費用の額に満たない額を加えた金額とする。
- 19 前項の規定にかかわらず、同項により支払うこととなる損害防止費用共済金の額の全部又は一部が他の共済関係等から既に支払われている場合は、その額を差し引いた金額とする。
- 20 前2項の場合において、損害（前条第5号の損害に限る。）が2種以上の共済事故によって生じたときは、同種の共済事故による損害ごとに、これらの項の規定を適用する。
- 21 この連合会は、失火見舞費用に相当する金額（1共済事故につき、1世帯又は1法人（以下「被災世帯」という。）ごとに20万円）を失火見舞費用共済金として建物共済加入者に支払うものとする。ただし、共済事故ごとに共済金額に100分の20を乗じて得た金額を限度とする。
- 22 同一の共済目的について失火見舞費用共済金を支払うべき他の共済関係等が存する場合において、それぞれの共済関係等につき他の共済関係等がないものとして算出した支払責任額の合計額が支払限度額（1共済事故につき、1被災世帯ごとに20万円（他の共済関係等に限度額が20万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）とする。以下この項において同じ。）を超えるときは、失火見舞費用共済金は、前項本文の規定にかかわらず、支払限度額にこの連合会の支払責任額の当該合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。ただし、他の共済関係等により支払われるべき共済金又は保険金の全部又は一部が支払われず、この共済関係による失火見舞費用共済金との合計額が支払限度額に満たないときは、この共済関係の支払責任額を限度に支払限度額に満たない額を加えた金額とする。
- 23 前項の規定にかかわらず、同項により支払うこととなる失火見舞費用共済金の額の全部又は一部が他の共済関係等から既に支払われている場合は、その額を差し引いた金額とする。
- 24 前2項の場合において、損害（前条第6号の損害に限る。）が2種以上の共済事故

によって生じたときは、同種の共済事故による損害ごとに、これらの項の規定を適用する。

(共済金の仮渡し)

第 107 条 この連合会は、建物共済に係る共済金の仮渡しをすることができる。

(共済金支払の免責)

第 108 条 この連合会は、次の場合には、建物共済に係る共済金の支払の責めを免れるものとする。

- (1) 建物共済加入者が第 100 条の規定による指示に従わなかったとき。
- (2) 建物共済加入者が第 101 条の規定による損害の認定のための調査を妨害したとき。
- (3) 建物共済加入者が第 104 条第 1 項及び第 2 項の規定による通知を怠り又は故意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- (4) 建物共済加入者が第 104 条第 3 項の規定による書類に故意に不実のことを表示し、又はその書類を偽造し、若しくは変造したとき。

2 この連合会は、次に掲げる損害については建物共済に係る共済金を支払う責めに任じないものとする。

- (1) 戦争その他の変乱によって生じた損害
- (2) 共済目的の性質又は瑕疵によって生じた損害
- (3) 建物共済加入者又はその者の法定代理人（建物共済加入者以外の者で共済金を受けるべき者がいるときはその者又はその者の法定代理人を含む。）の故意又は重大な過失によって生じた損害。ただし、建物共済加入者が損害賠償の責任を負うことによって生じることのある損失をてん補するために、他人の所有するものを共済に付したときは、「故意又は重大な過失」とあるのは、「故意」とする。

(支払責任のない損害)

第 109 条 この連合会は、次に掲げる損害について、建物共済に係る共済金を支払う責めに任じないものとする。

- (1) 地震等によって生じた共済事故による損害。ただし、第 106 条第 14 項の地震火災費用共済金については、この限りではない。
- (2) 原子力によって生じた共済事故による損害
- (3) 共済事故の際における共済目的の紛失又は盗難による損害

(損害額の算定)

第 109 条の 2 建物共済において、この連合会と当該建物共済加入者との間であらかじめ定めた共済価額があるときは、てん補すべき損害の額は、当該あらかじめ定めた共済価額によって算定する。ただし、当該あらかじめ定めた共済価額が共済価額を著しく超えていることをこの連合会が証明した場合は、てん補すべき損害の額は、当該共済価額によって算定する。

(超過共済)

第 110 条 建物共済の共済関係の成立時において共済金額が共済価額を超えていたことにつき建物共済加入者が善意でかつ重大な過失がなかったときは、建物共済加入者は、その超過部分について、当該共済関係を取り消すことができる。

(共済関係無効の効果)

第 111 条 建物共済の共済関係の全部又は一部が無効である場合において、建物共済加入者が善意であり、かつ、重大な過失がないときは、建物共済加入者は、この連合会に対して共済掛金の全部又は一部の返還を請求することができるものとする。

(告知義務違反による解除)

第 112 条 建物共済加入者は、第 87 条の規定による申込みの当時、建物共済に係る共済関係が成立することによりてん補することとされる損害の発生に関する重要な事項のうちこの連合会が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならない。

2 この連合会は、建物共済加入者が、前項に基づきこの連合会が告知を求めたものについて、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該建物共済の共済関係を解除することができる。

3 この連合会は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、共済関係を解除することができない。

(1) 第 87 条の規定による申込みの承諾の当時において、この連合会が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき。

(2) この連合会のために共済関係の成立のための行為の媒介を行うことができる者（この連合会のために共済関係の成立のための行為の代理を行うことができる者を除く。以下「共済媒介者」という。）が、建物共済加入者が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。

(3) 共済媒介者が、建物共済加入者に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。

4 前項第 2 号及び第 3 号の規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなかったとしても建物共済加入者が第 2 項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。

5 第 2 項の規定による解除権は、この連合会が同項の規定による解除の原因があることを知った時から 1 箇月間行使しないときは、消滅する。

(重大事由による解除)

第 112 条の 2 この連合会は、次に掲げる事由がある場合には、建物共済に係る共済関係を解除するものとする。

(1) 建物共済加入者が、この連合会に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。

(2) 建物共済加入者が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を

行い、又は行おうとしたこと。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、この連合会の建物共済加入者に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由

(解除の効力)

第113条 建物共済に係る共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 この連合会は、次の各号に掲げる規定により建物共済に係る共済関係の解除をした場合には、当該各号に定める損害をてん補する責任を負わない。

(1) 第112条第2項 解除がされた時までに発生した共済事故による損害。ただし、同項の事実に基づかずに発生した共済事故による損害については、この限りでない。

(2) 前条 同条各号に掲げる事由が生じたときから解除がされた時までに発生した共済事故による損害

(共済関係の失効)

第114条 建物共済の共済目的について譲渡その他の包括承継があったときは、第98条第1項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定により譲受人その他の包括承継人が当該建物共済の共済関係に関し譲渡人その他の被包括承継人の有する権利義務を承継した場合を除き、当該共済関係は、その譲渡その他の包括承継があった時からその効力を失う。

2 建物共済の共済目的が共済事故以外の事由により滅失したときは、当該建物共済の共済関係は、その滅失した時からその効力を失う。

3 前項の場合において、その滅失が建物共済加入者の責めに帰すことのできない事由によるときは、この連合会は、既に払込みを受けた共済掛金の全部又は一部を返還することができるものとする。

(共済関係の消滅)

第115条 建物共済加入者が建物共済資格者でなくなったときは、その時の属する共済責任期間の満了の時に、建物共済の共済関係は消滅するものとする。

2 建物共済の共済関係は、第105条第1号の損害の額が共済価額の100分の80以上となったときに消滅するものとする。

(共済関係成立時の書面交付)

第116条 この連合会は、建物共済に係る共済関係が成立したときは、遅滞なく、建物共済加入者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- (1) 連合会の名称
- (2) 建物共済加入者の氏名又は名称
- (3) 共済事故
- (4) 共済責任期間の始期及び終期

- (5) 共済金額
- (6) 共済目的を特定するために必要な事項（建物の所在地番、種類、構造等）
- (7) 家具類又は農機具を共済目的とした場合には、これを納める建物の所在地番、種類及び構造
- (8) 加入者共済掛金及び賦課金の合計並びにその支払の方法
- (9) 第 88 条第 4 項、第 102 条第 1 項及び第 104 条の通知等をすべき事項
- (10) 共済関係の成立年月日
- (11) 書面を作成した年月日

2 前項の書面には、連合会長が署名し、又は記名押印しなければならない。

（残存物）

第 117 条 この連合会は、建物共済の共済目的の全部が滅失した場合において、建物共済加入者が当該共済目的の残存物について有する権利を取得しないものとする。ただし、この連合会が当該共済目的の残存物の所有権を取得する旨の意思表示をして共済金を支払った場合は、この限りでない。

（第三者に対する権利の取得）

第 118 条 この連合会は、共済金の支払を行ったときは、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として、共済事故による損害が生じたことにより建物共済加入者が取得する債権（以下この条において「建物共済加入者債権」という。）について当然に建物共済加入者に代位する。

- (1) この連合会が支払った共済金の額
- (2) 建物共済加入者債権の額（前号に掲げる額が共済関係によりてん補すべき損害の額に不足するときは、建物共済加入者債権の額から当該不足額を控除した残額）

2 前項の場合において、同項第 1 号に掲げる額が共済関係によりてん補すべき損害の額に不足するときは、建物共済加入者は、建物共済加入者債権のうちこの連合会が同項の規定により代位した部分を除いた部分について、当該代位に係るこの連合会の債権に先立って弁済を受ける権利を有する。

（他人の所有する物を建物共済に付した場合）

第 119 条 他人の物を管理する者が、損害賠償の責任を負うことによって生ずることのある損害をてん補するため当該物を建物共済に付したときは、共済事故に係る損害賠償請求権を有する当該物の所有者は、共済金を請求する権利について先取特権を有する。

- 2 建物共済加入者は、前項の損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額又は当該物の所有者の承諾があった金額の限度においてのみ、この連合会に対して共済金を請求する権利を行使することができる。
- 3 第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、共済金を請求する権利は、第 1 項の損害賠償請求権を有する所有者に譲り渡し、又は当該損害賠償請求権に関して差し押さえることができる。

(共済掛金率の設定及び変更)

第 120 条 この連合会は、別に定めるところにより建物共済の共済掛金率を設定し、又は変更するものとする。

(約 款)

第 121 条 この連合会は、建物共済の共済関係の内容を明らかにする約款を定めるものとする。

第 2 節 削 除

第 122 条から第 173 条まで 削 除

第 4 章 損害評価会及び損害評価員

(損害評価会の設置)

第 174 条 この連合会に、損害評価会を置く。

- 2 損害評価会は、共済事故に係る損害の防止及び認定に関する重要事項について調査審議する。
- 3 損害評価会は、前項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから、会長が総会の承認を得て選任した委員 50 人以内をもって組織する。

(損害評価会の委員の任期)

第 175 条 損害評価会の委員の任期は、3 年とし、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。ただし、定数の補充によって選任された委員の任期は、退任した委員の残任期間とする。

- 2 任期満了によって退任した委員は、後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

(損害評価会の会長)

第 176 条 損害評価会に会長を置く。

- 2 会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。

(損害評価会の部会)

第 177 条 損害評価会に、農作物共済部会、家畜共済部会、果樹共済部会、畑作物共済第一部会（農作物）、畑作物共済第二部会（蚕繭）、園芸施設共済部会及び任意共済部会を置く。

- 2 部会に属すべき委員は、損害評価会の委員のうちから会長が指名する。

- 3 部会に部会長を置く。部会長は、部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 損害評価会においてその旨を議決したときは、部会の決議をもって損害評価会の決議とすることができる。
- 6 前条第4項の規定は、部会長について準用する。

(損害評価会の会議)

第178条 損害評価会の会議は、会長が招集する。

- 2 部会の会議は、部会長が招集する。
- 3 損害評価会の会議及び部会の会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(損害評価員)

第179条 この連合会に損害評価員400人以内を置く。

- 2 損害評価員は、会長の命を受けて、共済目的の評価、損害の認定及び損害の防止等に関する事務に従事する。
- 3 損害評価員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

(報酬)

第180条 損害評価会の委員及び損害評価員には、総会の議決により報酬その他の給与を支給する。

第5章 家畜診療所

(設置)

第181条 この連合会に、家畜診療所を置く。

- 2 家畜診療所は、家畜共済に付した家畜の診療及び損害防止等を行う。
- 3 家畜診療所は、前項の事業に支障がない場合に限り、家畜共済に付していない牛、馬又は豚の診療を行うことができる。
- 4 この保険規程に規定するもののほか、家畜診療所の運営に関し必要な事項は、家畜診療所運営規則で定める。
- 5 前項の家畜診療所運営規則は、理事会において定める。

(家畜診療所運営委員)

第182条 家畜診療所の適正な運営を図るため、この連合会に家畜診療所運営委員30人以内を置き、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

- 2 家畜診療所運営委員は、会長の諮問に応じて、家畜診療所の運営に関する重要事項について調査し、会長に建議する。
- 3 第175条の規定は、家畜診療所運営委員の任期について準用する。

(報 酬)

第 183 条 家畜診療所運営委員には総会の議決により、報酬その他の給与を支給する。

第 6 章 雑 則

(事務の受託)

第 184 条 この連合会は、定款第 5 条の規定による保険事業及び共済事業のほか、独立行政法人農林漁業信用基金の委託を受けて、独立行政法人農林漁業信用基金が法第 142 条の 8 第 1 項の規定により行う農業共済組合に対する資金の貸付け又は債務の保証の業務のうち、貸付け若しくは債務の保証の申込みの受付に関する業務、貸付金の回収に関する業務（償還金の受領に関することを除く。）又は独立行政法人農林漁業信用基金が弁済した保証債務の求償に関する業務（求償金の受領に関することを除く。）を行うことができる。

附 則 議決・平成 16 年 2 月 24 日第 80 回臨時総会

認可・平成 16 年 3 月 29 日 15 経営第 7322 号

- 1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 農作物共済に係る規定は、施行日以後に共済責任期間の開始する農作物共済の共済関係から適用するものとする。
- 3 家畜共済に係る規定は、施行日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済の共済関係から適用するものとする。
- 4 収穫共済に係る規定は、平成 17 年産の果樹に係る収穫共済の共済関係から適用するものとする。
- 5 畑作物共済に係る規定は、平成 16 年産（蚕繭にあつては平成 17 年産）の農作物及び蚕繭に係る共済関係から適用するものとする。
- 6 園芸施設共済に係る規定は、施行日以後に共済責任期間の開始する園芸施設共済の共済関係から適用するものとする。
- 7 任意共済に係る規定は、施行日以後に共済責任期間の開始する任意共済の共済関係から適用するものとする。ただし、失火見舞費用共済金に係る規定については、平成 16 年 4 月 1 日から適用するものとする。

附 則 議決・平成 18 年 6 月 23 日第 87 回通常総会

認可・平成 18 年 9 月 12 日 18 経営第 3539 号

- 1 この保険規程の変更は、農林水産大臣の認可のあつた日から施行する。
- 2 農作物共済に係る規定は、平成 19 年産から適用するものとする。
- 3 農機具共済に係る規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用するものとする。

附 則 議決・平成19年 3月 1日第89回臨時総会

認可・平成19年 3月29日18経営第7709号

この保険規程の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

附 則 議決・平成22年 3月17日第97回臨時総会

認可・平成22年 3月31日21経営第7096号

1 この保険規程の変更は、平成22年4月1日から適用する。

2 施行日前に共済責任期間（家畜共済にあっては、共済掛金期間。以下同じ。）の開始する共済関係及び当該共済関係に係る保険関係については、なお従前の例による。ただし、次項から第5項までに規定する規定の適用については、次項から第5項までに定めるところによる。

3 改正後の第16条の2、第94条第2項、第103条、第112条の2、第113条第1項（第112条の2の規定による解除に係る部分に限る。）及び第2項第2号、第136条、第143条の2、第144条第1項（第143条の2の規定による解除に係る部分に限る。）及び第2項第2号、第154条第2項並びに第166条第2項の規定は、施行日前に共済責任期間の開始する共済関係及び当該共済関係に係る保険関係についても、適用する。

4 施行日前に共済責任期間の開始する共済関係に係る共済事故が施行日以後に発生した場合には、改正後の第119条第1項及び第2項並びに第160条第1項及び第2項の規定を適用する。

5 施行日前に共済責任期間の開始する共済関係に係る共済金の支払を請求する権利（施行日前に発生した共済事故に係るものを除く。）の譲渡又は差押えが施行日以後にされた場合には、改正後の第119条第3項及び第160条第3項の規定を適用する。

附 則 議決・平成22年 6月24日第98回通常総会

認可・平成22年 7月12日22経営第1937号

この保険規程の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

附 則 議決・平成26年 3月26日第107回臨時総会

認可・平成26年 4月11日農林水産省指令26経営第37号

この保険規程の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

附 則 議決・平成29年 3月16日第114回臨時総会

認可・平成29年 3月29日農林水産省指令28経営第3193号

この保険規程の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。